

金沢市災害対策資金融資のご案内

本市では、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、家屋や家財に被害を受けた方の復旧支援のため、次の融資をご用意しています。

※上記の大雨被害によるもの以外にも、令和6年能登半島地震による被害を対象とした金沢市災害対策資金融資もございます。

○制度概要

融資対象者 (大雨)	次の①と②両方の要件を満たしている方が対象となります。 ① 市内に住所を有し、大雨により自己の居住の用に供する家屋又は家財に損傷等の被害を受けた方 ② 当該災害の「り災(被災)証明書」等を受けた市民。
資金使途	災害復旧のために必要な資金
融資限度額	500万円まで
返済期間	7年以内(うち据置2年以内)
融資利率	0% (無利子)
返済方法	元金均等償還
担保・保証人	取扱金融機関の定めによります。
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	北國銀行、興能信用金庫、のと共栄信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、北陸銀行 <u>※取扱を開始した金融機関については随時掲載いたします。</u>
融資実行期間	令和8年3月31日受付分まで
留意事項	・事前審査のため、源泉徴収票など収入確認用の書類の提出を求めることがあるほか、 <u>取扱金融機関による審査の結果、融資できない場合があります。</u> ・民間・公的融資に問わらず、本制度を利用した借換えはできません。

次のページへ続く



○お申し込みから融資までの流れ

1. り災（被災）証明書等の交付	金沢市役所「資産税課」が発行した「り災（被災）証明書等（写し可）」を2部ご用意ください。 ※各種証明書に関する問い合わせは資産税課（220-2151）まで
2. 融資申込書提出	取扱金融機関窓口に、 <u>り災（被災）証明書等を用意の上、金沢市災害対策資金借入申込書をそれぞれ2部</u> （写し可）ご提出ください。 ※融資申込書は取扱金融機関又は危機管理課にてご用意しています。
3. 受付・審査・融資の実行	取扱金融機関において審査の上、融資が実行されます。 (詳細は取扱金融機関にご確認下さい。)
4. 融資実行報告	金融機関から市に金銭消費貸借契約証書の写し、金沢市災害対策資金借入申込書及び被害額等内訳調べを添付して、実行報告書を提出。

問い合わせ先 金沢市危機管理監危機管理課 担当：寺分（てらわけ）
〒920-8577 金沢市柿木畠1-1
電話番号：076-220-2366 FAX番号：076-233-9999
Mail：kiki@city.kanazawa.lg.jp